

相手を思う心

小学校の人権学習で学んだ「生まれたところで差別される『部落差別』」。

部落に住む人たちは、その時代において差別を受けながらも、皮革産業などさまざまな役や仕事を担った人達だということも学びました。



毎月11日は「人権を確かめ合う日」

ご意見は人権・男女共同参画推進室(☎63-7909)へ

大人になるにつれて、人権学習などを受けられる機会も増える。自分が住む場所とは差別されないか、「自分には関係ない」など、そう考えたり感じたりすること

が「部落差別」そのものであったのだと、気づかされました。

中学生の頃、同級生に被差別部落出身の友人がいました。彼から差別に対しての思いや経験などを聞く機会はありませんでしたが、「自分は部落出身でなくてよかった」という気持ちを抱いていた私でしたので、当時の彼との付き合いの中で、何気なく発した言葉や見せた態度が、彼を傷つけていたことも

あったのでは...。そう思う度に胸がざわつきます。



◆ 今年は全国水平社設立から100年目を数えます。当時、厳しい部落差別に対し、人間の平等を求め、自ら立ち上がり声を上げた部落の青年たちがいました。それから100年経った今も、部落差別がなくならない現実があります。「部落に生ま

れなくて良かった」。そのように、部落差別を自分事とは考えられず、別の世界の出来事のように思っている私も、この「現実」を作ってきた一人なのかもしれません。

◆ ◆ ◆ 社会に出て大人になった今、仕事などで、いろいろな人と接しています。その中で、「相手を思う心」を最優先に意識するよう心がけています。「相手を思う」ためには、様々なことを「自分事」として捉えることが大切。子どもたちにもそう伝えていきます。地域に「相手を思う心」が根付いていけば、もともと人と人との間に笑顔があふれていくのだと信じています。

みんなの人権が豊かに尊重される社会を目指して

第74回人権週間(12月4日~10日) 関連事業

☎ 人権・男女共同参画推進室 ☎ 63-7909

ふれ愛コンサート【参加無料・申込不要】

日時 12月4日(日) 午後1時30分~

場所 adsホール(松崎町)

内容 ▶人権作品の表彰と朗読発表

▶さくらいりょうこ「トーク&コンサート 生きるを伝える」~難病を乗り越えて生きるに決めた日、運命は変わり始める~

◎手話通訳、要約筆記、磁気ループあり。託児あり(定員20人)。11月29日(火)までに、電話で人権センター☎63-0018へ

12月2日(金)は大型店舗や駅などで人権週間の街頭啓発を行います

人権作品展【図画・ポスター・標語・メッセージ】

日時 12月1日(木)~12日(月) 午前8時30分~午後5時15分(最終日は正午まで)

場所 市役所1階ロビー

【表彰作品の特別展示(やなせ宿中蔵)】

日時 12月13日(火)~20日(火) 午前9時~午後5時(月曜休館、初日は正午から)

人権週間特設人権相談所を開設

近所のもめごと、家庭内の問題、いじめや体罰、職場でのセクハラなど(相談無料/秘密厳守)

日時 12月13日(火) 午前10時~午後3時

場所 人権センター(希央台5)

申込 電話で人権センター(☎63-0018)へ

11月12日~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」

配偶者やパートナーからの身体的・精神的・性的・経済的暴力をDVといいます。DVに関する女性からの相談を電話でお受けしています(秘密厳守)。

女性DV相談 ☎63-2517 受付時間 平日 午前8時30分~午後5時

11月18日~24日は「女性の人権ホットライン」強化週間

暴力やいじめ、セクハラなど一人で悩まずどんなことでも気軽に相談してください。

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

受付時間 平日 午前8時30分~午後7時 土・日曜日 午前10時~午後5時 ※強化週間以外は平日 午前8時30分~午後5時15分

11月は「児童虐待防止推進月間」

不自然な傷や打撲の痕がある、服や体がいつも汚れているなど、「虐待かな」と思ったら、ご連絡ください(虐待がなくても責任は問われません/秘密厳守)。

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちばやく) 24時間対応/通話無料

11月21日~27日は「子どもの権利週間」

親や先生に相談できないことなど、18歳以下の子どものことなら何でも相談してね。

子ども相談室 ☎0800-200-3218 通話無料

月・火・木・金曜日 午前8時30分~午後5時15分 大人はこちら... ☎63-3118(有料)  
水曜日 午前10時30分~午後7時

Q ちよくちよく寄せられる気になる質問 隣の空き地が草だらけ... どうにかならぬの?

A 率直に言いますと... 市も頭を悩ませています...

空き地の草刈りを、市が行うことはできません。土地の所有者や管理者が責任をもって管理をお願いします

みんな困っています! 空き地の適正管理を

現地調査や指導の件数 年間1,000件

市に寄せられる空き地の相談 年間350件

- 不法投棄
- ポイ捨て
- 火災
- 害獣・害虫

市が取り組める2つのこと

- ① 土地の所有者や管理者に適正管理を促します 年に数回、土地の所有者や管理者へ空き地を正しく管理してもらうよう、指導などの通知をしています。
- ② 除草業者を紹介します 所有者ご自身で除草できない場合は除草業者をご紹介します。

年2回(7月・10月)の草刈りが目安です



今月の案内人

快適環境の探究者 恵村 和生 profile 「草だらけの空き地を何とかしたいのに」と苦悶する環境対策室職員

市役所に寄せられる数々の「疑問」に案内人が「率直」にお答えします! 回答コンシェルジュ

